

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和2年9月24日(2020.9.24)

【公表番号】特表2020-524376(P2020-524376A)

【公表日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【年通号数】公開・登録公報2020-032

【出願番号】特願2019-570065(P2019-570065)

【国際特許分類】

H 01 M	2/06	(2006.01)
H 01 M	2/30	(2006.01)
H 01 M	2/34	(2006.01)
H 01 M	10/04	(2006.01)
H 01 M	2/02	(2006.01)
H 01 M	2/08	(2006.01)

【F I】

H 01 M	2/06	K
H 01 M	2/30	D
H 01 M	2/34	A
H 01 M	10/04	Z
H 01 M	2/02	K
H 01 M	2/08	K

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月18日(2019.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

正極及び負極を含む電極と分離膜が交互に積層される電極組立体と、前記電極組立体を収容する電池ケースと、前記電極と連結され前記電極組立体の一側から突出する電極タブと、一端が前記電極タブと連結される第1電極リードと、一端が前記第1電極リードの他端と連結され、他端が前記電池ケースの外部に突出する第2電極リードと、

前記第1及び第2の電極リードを互いに連結する連結部と、

前記第1及び第2の電極リードの一部を覆って融着され、前記第1及び第2の電極リードを前記電池ケースに接着させる絶縁部と、

前記連結部に並んで前記第1電極リードの一面の特定位置に形成され、前記第1電極リードと前記絶縁部の間の融着を防止する融着防止部とを含み、

前記第1電極リードの前記特定位置又は前記絶縁部と前記融着防止部の間の接着力は、前記第1又は第2の電極リードと前記連結部の間の接着力より弱いパウチ型二次電池。

【請求項2】

前記融着防止部は、

前記連結部の一端から前記電池ケースの内側に向かう方向に形成される、請求項1に記載のパウチ型二次電池。

【請求項3】

前記融着防止部は、

前記特定位置に摩耗工程を行うことで形成される、請求項 1 に記載のパウチ型二次電池。

【請求項 4】

前記融着防止部は、

前記特定位置に表面処理を行わないことで形成される、請求項 1 に記載のパウチ型二次電池。

【請求項 5】

前記融着防止部は、

前記特定位置に第 1 テープを付着し表面処理を行ってから前記第 1 テープを剥離して形成される、請求項 4 に記載のパウチ型二次電池。

【請求項 6】

前記絶縁部は、

酸処理されたポリオレフィン系樹脂を含む、請求項 1 ~ 5 の何れか一項に記載のパウチ型二次電池。

【請求項 7】

前記ポリオレフィン系樹脂は、

ポリプロピレンを含む、請求項 6 に記載のパウチ型二次電池。

【請求項 8】

前記融着防止部は、

前記特定位置に第 2 テープを付着して形成される、請求項 1 ~ 7 の何れか一項に記載のパウチ型二次電池。

【請求項 9】

前記第 2 テープは、

酸処理されていないノーマルポリプロピレンを含む、請求項 8 に記載のパウチ型二次電池。

【請求項 10】

前記融着防止部は、

前記特定位置に対応される前記絶縁部の位置にフィルムを付着して形成される、請求項 1 ~ 9 の何れか一項に記載のパウチ型二次電池。

【請求項 11】

前記フィルムは、

酸処理されていないノーマルポリプロピレンを含む、請求項 10 に記載のパウチ型二次電池。

【請求項 12】

前記連結部は、

導電材を含む伝導性ポリマーで製造される、請求項 1 ~ 11 の何れか一項に記載のパウチ型二次電池。

【請求項 13】

前記連結部は、

厚さが 1 から 5 0 0 μm である、請求項 1 ~ 12 の何れか一項に記載のパウチ型二次電池。

【請求項 14】

前記絶縁部は、

前記第 1 及び第 2 の電極リードが前記連結部を介して連結された部分を覆う、請求項 1 ~ 13 の何れか一項に記載のパウチ型二次電池。